

## 福祉活動用具貸出事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人隱岐の島町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が行う福祉活動用具貸出事業の適切な実施について必要な事項を定め、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (貸出範囲)

第2条 隠岐の島町内の団体及び施設等（以下「団体等」という。）とし、利用目的がボランティア活動又は福祉の増進を目的とした事業であることとする。

2 この資機材を利用できる団体等は、次のとおりとする。

- (1) ボランティアグループ
- (2) 学校等の教育関係団体
- (3) 自治会・町内会・区及びそれらと一体性を持つ活動を行う住民団体
- (4) 行政機関・福祉関係団体・施設
- (5) その他本会事務局長が適当と認める者

3 ただし、次のいずれかに該当する場合は利用の対象外とする。

- (1) 嘗利を目的とする場合
- (2) 移動介助を目的とする以外で、町外で使用する場合
- (3) 目的外に使用する場合
- (4) 政治活動又は宗教普及を目的とする活動及びそれらの活動と一体性を持つ活動で使用する場合
- (5) その他、本会事務局長が不適切と判断される場合

### (貸出用具・備品等の分類)

第3条 貸し出しを行うことができる資機材等は、次に掲げる種別とし、別表に定めるものとする。

- (1) 移動介助
- (2) 福祉教育・体験
- (3) ニュースポーツ・レクリエーション・運動会用具
- (4) その他用具・備品

### (貸出申請)

第4条 用具・備品等の貸し出しを希望するものは、事前に借用申請書（様式第1号）を本会へ提出しなければならない。

### (貸出の決定・管理)

第5条 前条による申請があった場合は、使用者、目的・内容、返却日等を確認の上、福祉活動用具等管理台帳（様式第2号）への登録をもって決定とするものとする。

(貸出期間)

第6条 用具・備品等の貸出期間は、原則1週間以内とする。

2 ただし、第3条第1号に掲げる移動介助に該当する場合、6ヶ月まで借用することができる。

3 前項の規定により借用期間を延長しようとする場合は、当該期間が満了する日から起算して1年を最長として、借用延長申請書（様式第3号）を本会事務局長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用料)

第7条 用具・備品等の使用料は無料とする。

(使用者の管理義務)

第8条 利用者は借用した用具・備品等の使用にあたって細心の注意をはらい、その責任において使用するものとする。

2 利用者は借用した用具・備品等を、他の目的に改造、または転貸してはならない。

3 利用者は借用した用具・備品等を、故意又は過失により破損させた時はその修理に要する費用を負担しなければならない。

(その他)

第9条 その他、この事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。